

地方分権改革に関する提案募集に係る令和3年の提案について

令和3年4月22日
本部事務局

1 対応方針

<基本的な考え方>

関西全体の発展を図るとともに、関西広域連合の存在感を発揮し、広域連合の取組の発展・充実を図るため、以下の方針で提案を行う。

- ① 関西の広域的な行政課題解決のため、できる限り総合的な対応を可能にする大括りの提案を行う。
- ② 関西の更なる発展等に必要な国の事務・権限について、先行的に特区のような方式（地方分権特区）での事務・権限の移譲等を求める提案を行う。
- ③ 国よりも地方が処理すべき事務・権限について、府県、市町村との役割分担を考慮したうえで、広域的で関西広域連合が担うにふさわしいものについて、提案を行う。
- ④ 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行う（移譲後の執行体制は関係府省との調整状況を踏まえ、並行して検討）。

<再提案>

- ⑤ 昨年度提案したが、「実現できなかったもの」又は「内閣府と各府省との間で調整対象とされなかったもの（改めて具体的な支障事例等が示された場合等に調整対象とする提案）」については、本年の対応方針に則り必要な見直しを行ったうえで、提案を行う。

<共同提案>

- ⑥ 構成団体からの提案についても関西広域連合が中心となって調整を行い、構成団体の意向がまとまったものについては、共同提案を行う。

2 スケジュール

- 4月22日 提案内容について広域連合委員会で決定
5月中旬～下旬 構成団体の提案に関する共同提案の調整
関西広域連合の提案を内閣府に提出

内閣府	募集スケジュール
事前相談	令和3年5月10日まで
募集期間	令和3年6月1日まで

3 関西広域連合からの提案候補案

(1) 大括りの提案について

関西での効果的な施策推進に必要な大括りの事務・権限として、以下について関西広域連合への移譲の提案を行う。

ア 広域にわたる政策の方向付けとなる計画策定等の事務・権限

提案項目	提案内容
①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
②近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、関西広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求める。
③複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。

イ 土地の管理・活用を一体的に推進するための事務・権限

提案項目	提案内容
④国立公園の管理のうち、行為許可等権限の移譲	地方環境事務所長が有する国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等について、関西広域連合への移譲を求める。(山陰海岸国立公園)
⑤国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園に関する公園計画の決定・変更等権限について、府県への移譲を基本としつつ、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。

(2) 提案募集方式による「地方分権特区」に係る提案について

関西の更なる発展等に必要な国の事務・権限について、先行的に特区のような方式で、以下について関西広域連合への移譲等の提案を行う。

ア 「職業人材活躍特区」（仮称）に関する事務・権限等

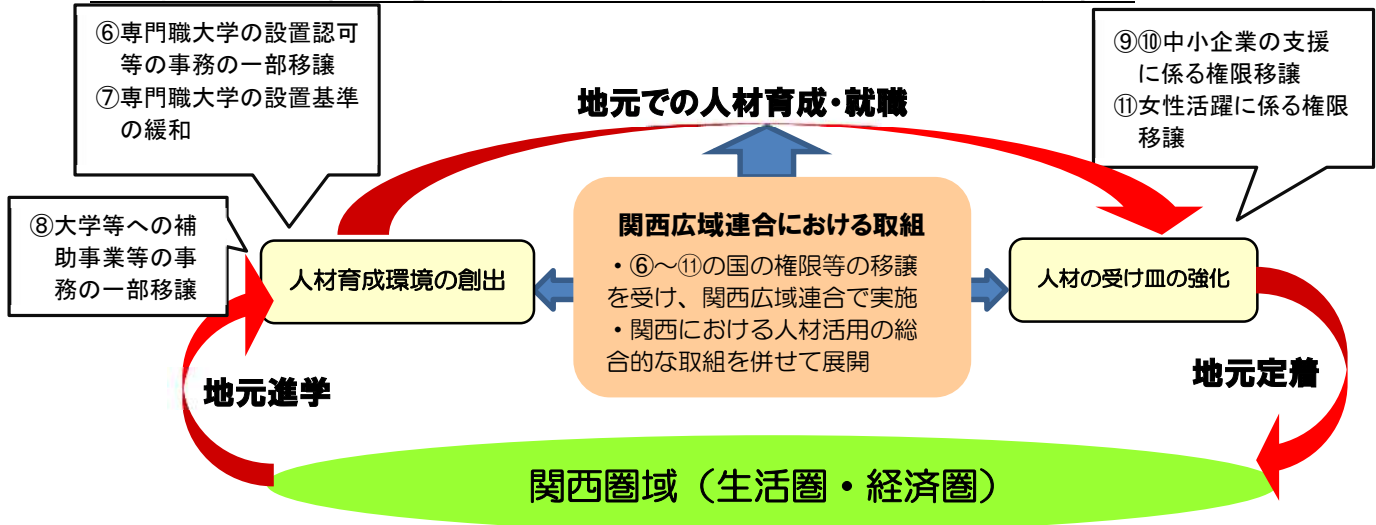
地方からの人口流出を抑制し、東京一極集中を是正するため、地方における人材育成・人材活用の取組を総合的なパッケージとして展開することで、人材の育成から活用までの好循環を創出し、人々の関西への定着を目指す。

このために必要となる、人々の進学先となる高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限の関西広域連合への移譲と、規制緩和の提案を行う。

提案項目	提案内容
⑥専門職大学の設置認可等の事務の一部移譲	申請者の利便性向上に加え、地域の実情に応じた審査を可能とするため、専門職大学の認可等に係る権限について、関西広域連合への移譲を求める。そのため、まずは設置認可申請の受理、事前審査等を行い、大学設置・学校法人審議会への意見を述べるができる枠組みをつくることを求める。令和2年度の関係府省調整結果を踏まえ、国の基準に基づき責任ある審査が可能である点を補強し提案する。

提案項目	提案内容
⑦専門職大学の設置に係る認可基準の緩和	地方の実情に応じた既存ストックの活用などを可能とするため、専門職大学設置基準について立地自治体との協定による緩和を求める。
⑧地域の人材育成に関わる大学等への補助事業等の事務の一部移譲	関西の人材ニーズや人材育成環境を的確に把握した審査を行うため、大学等への補助事業のうち地域の人材育成に関わるものの受付・選定事務の一部について、関西広域連合への移譲を求める。令和2年度の関係府省調整結果を踏まえ、選定地域のバランスが偏らないよう国と調整する点を補強し提案する。
⑨中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認権限について、複数府県に跨がるものは、関西広域連合へ移譲を求める。
⑩中小企業等経営強化法における経営力向上計画に関する事業分野別指針の設定権限等の移譲	人材の受け皿となる中小企業の経営強化を図るため、中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、その計画策定に関する指針の策定や計画の認定等に関する権限の関西広域連合への移譲を求める。
⑪女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定指針の策定権限等の移譲	女性の就業率の向上と関西からの優秀な人材の流出を防ぐため、事業主が作成する職場での女性活躍に関する行動計画について、その計画策定に関する指針の策定や計画の認定等に関する権限の関西広域連合への移譲を求める。

<「職業人材活躍特区」(仮称)による人材育成・地域での就職・定着>



(3) 個別項目に係る提案について

提案項目	提案内容
⑫広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組創設	<p>国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることから、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。</p> <p>また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。</p>